



電波法に基づく校正申込書

一般財団法人 日本品質保証機構 宛
別紙ご了承事項に同意し、下記のとおり申し込みます。

JQA使用欄 申込書バーコード		JQA使用欄 供試品バーコード		受付番号		年		月		日			
				JQA受付日									
申込者(請求先)													
フリガナ 会社名													
住所		〒											
所属										電話番号			
フリガナ ご担当者名		⑩								FAX番号			
										E-Mail			
機器及び依頼内容													
<input type="radio"/> 前回証明書番号()と同様													
<p>※ 機器及び依頼内容は、測定器ごとの記入用紙(別紙)にご記入ください。</p> <p>ただし、機器及び依頼内容が前回証明書番号と同様の場合は、記入用紙(別紙)は不要です。</p>													
証明書等の発行書類													
<input checked="" type="checkbox"/> 和文証明書(校正手数料を含む)													
<input type="radio"/> 前回証明書番号と同様 <input type="radio"/> 申込者と同様 <input checked="" type="radio"/> 以下に記載													
宛名	会社名												
	住所		〒										
<input type="checkbox"/> 副本(2通まで)(有料) 和文 通													
機器返却方法 (元払費用、保険費用は、校正手数料に加えてご請求いたします)													
<input type="radio"/> 引取 <input checked="" type="radio"/> 宅配元払 <input type="radio"/> 宅配着払 梱包数 個口 保険が必要な場合の保険金額 万円													
通信欄 (証明書、機器、請求書等の送付先が申込者と異なる場合、見積書が必要な場合等、その他連絡事項をご記入ください)													

- お申込内容を確認後、お引き受けできない場合がございます。
- 終了予定日は、受付後お知らせいたします。

記入要領・注意点
当該申し込みに関しては、業務上委任を受けているご担当者の
記名押印又は自署の上、お申し込みください。

返却日	引取者印	終了予定日



電波法に基づく較正をお申込みされるお客様へ

終了予定日、料金等及び次の事項についてご検討の上、ご了承いただければ、供試品等をお持ち下さい。

(申込みについて)

1. 終了予定日及び見積書に記載する料金等は、標準工程に基づくものです。終了予定日とは、持込においては、引取可能日であり、輸送業者利用の場合は、当機構発送日といたします。輸送業者利用時は、精密機器運搬に耐えうる梱包をして下さい。ただし、無梱包輸送サービスを利用する場合は除きます。

(申込みの取消等)

2. お客様において、以下の事項の一つにでも該当する場合、当機構の判断でお申込みを受け付けないこと、また一旦受け付けたお申込みを取り消すことがあります。なお、原則として、一旦受け付けたお申込みを取り消す場合、料金につきましてはそれまでの実費を請求させていただきます。

- ① お申込みが、当機構において対応することが技術的に困難なものであった場合。
- ② お申込みが、違法行為、公序良俗違反行為、反社会的な行為、その他当機構の業務遂行に支障を来す行為、またはその恐れのある組織・団体等からのお申込みに該当する場合。
- ③ お客様において、資産、信用状態が悪化しまたはその恐れがある場合。
- ④ 当機構が必要と判断する供試品等をご提出いただけない場合。
- ⑤ その他お申込みについて当機構が不適切と判断した場合。

(申込内容の変更)

3. 申込書ご提出後、お客様においてその内容の変更を希望される場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。この場合、料金、終了予定日等が変更となる場合があります。また、当機構が電波法に基づく較正の目的を達成するために較正内容の変更、追加等が必要と判断した場合、料金、終了予定日等について改めて協議させていただきます。

(申込みの取り下げ)

4. お申込みを取り下げる場合は、その旨を文書にて当機構にご提出下さい。料金につきましては、それまでの実費を請求させていただきます。

(較正に関する確認事項)

5.
 - ① 当機構では、当機構が作成した要領書に基づき供試品の較正を行います。
 - ② 較正を行った項目の値は、当機構が供試品の較正を行った時点の測定値を報告しております。

(証明書等)

6.
 - ① 証明書等は、カラーコピー及び一部分のみを複製して利用することはできません。
 - ② 証明書等に記載される環境条件が範囲で示されている場合は、較正が行われた環境範囲を示しています。
 - ③ 機器類に貼付されるラベル等は、別に発行された証明書等の項目についてのみ較正が行われたことを意味し、その機器類が有する全ての機能について較正が行われたことを意味していません。

(免責事項)

7.
 - ① 天災地変、その他不可抗力により、較正業務の履行及び証明書等の発行ができなくなった場合、当機構はその責を負わないものとします。
 - ② 供試品等の輸送中に生じた損害については、当機構はその責を負わないものとします。なお、保険を掛ける場合の保険料は、お客様のご負担となります。

(支払方法)

8. 当機構は、較正業務終了後、請求書を発行いたします。お客様は、請求書受領後、30日以内に現金または小切手を当機構窓口にてお支払いいただくか、請求書に記載の指定銀行口座にお振込み下さい。なお、銀行振込による手数料は、お客様のご負担となります。

(異議・苦情申し立て)

9. 較正結果に関する異議または較正業務に関する苦情は、文書により当機構にお申し出下さい。当機構において異議または苦情の内容を調査または審議し、当機構が必要であると判断した場合には、お客様に対し文書で回答させていただきます。

(機密保持)

10. 当機構は、較正業務を遂行する上で知り得たお客様の業務上の情報を、他に漏らさないことをお約束いたします。但し、法令または官公署からの命令・要請等があった場合には当機構の判断で第三者に開示することがございます。

(個人情報の取扱い)

11. お客様の個人情報は、較正の業務に係るご連絡、調整ならびに当機構が実施しております他の業務のご案内、市場調査及び各種情報の提供に限り利用させていただきます。

(その他)

12. 上記に記載のない事項あるいは疑義が生じた事項については、お客様と当機構で協議の上、解決にあたるものといたします。